

<健康保険被扶養者の年間収入>
 提出書類より、事態発生日から今後1年間の年間収入（見込み）を推計します。
 ■被扶養者の年間収入※は、原則130万円未満（60歳以上または障害者は180万円未満／19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者は除く）は150万円未満）であるという基本ルールは変わりません。
 ※残業手当、その他諸手当、通勤費を含みます
 ■所得税法上の対象期間とは異なります。
 所得税法上は「毎年1月から12月」の収入を年間収入と言いますが、健康保険では起算月の決まりはなく、1月から12月の1年間とは限りません。
 例えば当年5月～翌年4月や当年11月～翌年10月であっても年間収入として捉えます。
 ■所得税法上の所得金額とは異なります。
 課税・非課税を問わず、継続的な全ての収入が対象となります。
 給与収入の場合、税控除前の総支給額で算出します。通勤交通費と賞与も年間収入に含まれます。
 事業収入の場合、収入（売上）から、直接的必要経費を差し引いた金額が、健康保険の年間収入となります。
 直接的必要経費とは、所得税法上で認められている必要経費とは異なり、その費用なしでは事業が成り立たないと当組合が認めた経費のみが対象となります。
 ■認定後、働き方の変更等により、今後1年間の年間収入（見込み）が収入基準を超過する場合は、判明時点で資格を喪失します。（超過時点ではありません）

<自営業者の認定>
 ■自営業の事業所が法人事業所である場合は、健康保険の強制適用事業所に該当し、被扶養者になることができません。
 ■社会通念上、自営業者（個人事業主）は経済的に自立した存在であり、経営者として事業の結果すべてに対し責任を負い、自ら生計を維持することを選択した者となるため、国民健康保険への加入が基本となります。ただし、事業が家計補助的な収入を得るための小規模である等、継続的に被保険者が主たる生計維持者であると判断される場合は、下記提出書類を元に総合的に審査し認定可否を判断します。
 ■経営状態の悪化など、収入減少が一時的であると判断された場合は被扶養者として認められない可能性があります。
 ■自宅で事業を行っている場合、家賃、水道光熱費、通信料などの経費について、事業所負担分と自宅負担分の使用割合を確認するため、根拠書類をお願いする場合があります。

収入の種類	必要書類	備考
給与収入 (パート・アルバイト含む)	①給与収入のみの場合 ・「労働条件通知書(写)」または「雇用契約書(写)」 ・給与収入のみである旨の申立書 ※譲渡収入(株式の売却益等)等は、1年限りの一時的な場合のみ収入とみなしません。複数年に亘って確認された場合は収入とみなしません。 ※労働契約内容により年間収入が判定できない場合は②の書類をお願いする場合があります 注1. 事態発生日がR8.3.31以前の場合は、②の書類を提出のこと ②給与収入以外に他の収入がある場合 ・「直近3ヶ月分の給与明細(写)」 ・「直近に支給された賞与明細(写)」 ・交通費が支給されている月の「給与明細(写)」(「直近3ヶ月分の給与明細(写)」に交通費の記載がない場合) ※交通費(非課税)も収入です ※何ヶ月分の交通費であるか補記してください	転職や雇用形態変更等により「直近3ヶ月分の給与明細(写)」等が準備できない場合、勤務先発行の「給与支払見込証明書原本」(交通費・諸手当、賞与含む) 繁忙等により1年間の給与支給額にばらつきがある場合、「直近1年分の給与明細書(写)」 年に複数回の賞与があり、支給額にばらつきがある場合、「直近1年分の賞与明細書(写)」
年金 (遺族年金・障害年金含む)	・「直近の年金振込通知書(写)」または「直近の年金額改定通知書(写)」	
事業収入	・「直近の確定申告書全ページの(写)」	
不動産収入	・「直近の確定申告書全ページの(写)」	
雑収入	・「直近の確定申告書全ページの(写)」	
利子収入	・「直近の確定申告書全ページの(写)」	
配当収入	・「直近の確定申告書全ページの(写)」	
譲渡収入	・「直近2年分の確定申告書全ページの(写)」 ・「特定口座年間取引報告書の(写)」(特定口座取引のある方)	株式等の売却益は、一時的な場合のみ収入とみなしません。複数年に亘って確認された場合は収入とみなします。
出産手当金・傷病手当金	・「保険給付支給決定通知書(写)」	

※書類が外国語の場合、和訳を付けて提出のこと
 ※添付書類は、状況によって変更・追加をお願いする場合があります。